

# 静岡市

地方就職学生支援補助金

のごあんない

静岡市総合政策課

令和8年5月

# 目次

1 対象者

P.1

2 就業に関する要件

P.2

3 補助金の額

P.3

4 交付の条件

P.3

5 申請書類

P.4

6 補助金の返還

P.5

7 申請の期限

P.5

8 申請の流れ

P.6

9 問い合わせ先、提出先・提出方法

P.6

# 1 対象者

次の（１）から（３）のすべてを満たす方が対象者となります。

## （１）居住前要件

次のア、イの全てに該当する必要があります。

ア 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに４年以上在学し、当該大学等を卒業若しくは修了している又は見込みであること。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

### 条件不利地域

#### <東京都>

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

#### <埼玉県>

秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

#### <千葉県>

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

#### <神奈川県>

三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

## （２）移住先に関する要件

次のア～ウの全てに該当する必要があります。

ア **静岡市に移住したこと**。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

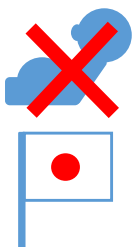
イ **申請時において、卒業又は修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること**。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。

ウ 静岡市に、**申請日から１年以上継続して居住する意思を有していること**。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業に関する要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から１年以上、継続して居住する意思を有していること。

## （３）その他の要件

次のア、イの全てに該当する必要があります。



ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

## 2 就業に関する要件

### (1) 就業先に関する要件

次のア～カの全てに該当する必要があります。

- ア 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に**大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職**していること。
- イ 原則、**勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在**すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。
- エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- オ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- カ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている法人等でないこと。

### (2) 就業条件等に関する要件

次のア～エの全てに該当する必要があります。

- ア **週20時間以上の無期雇用契約**に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- イ **移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用**であること。
- ウ 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。
- エ 在学中に交通費を申請する場合は、イ及びウの要件に該当する者（静岡県内での勤務地限定型社員）として採用される予定であること。

# 3 補助金の額

## (1) 補助金の額

区分	補助金の額
交通費 勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に 要した交通費 (1/2)	上限5,940円/人
移転費 勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職に係る 静岡市内への移転費	上限66,000円/人

## (2) 移転費の補助対象外経費

移転費とは運送費用を想定しています。

そのため、下記に示す経費は対象外となりますのでご注意ください。

- ・ 個人的趣味、嗜好の強いものを運搬等する際の追加経費
- ・ 荷造、荷解きにかかる追加費用（いわゆるお任せパック等を利用した際の追加費用等）
- ・ 工事、設置等にかかる費用
- ・ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む）
- ・ 不用品、粗大ごみ回収費用
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

ほか

# 4 交付の条件

## 交付を決定する際の条件

- ① 補助金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- ② 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び静岡市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。
- ③ その他、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

# 5 申請書類

## (1) 必要な書類一覧

区分	書類	備考						
★ 全申請者必要	地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号※）	※交通費のみは様式第1号、移転費のみは様式第1号の2、交通費及び移転費は様式第1号の3に記載してください。						
	誓約書兼同意書（様式第2号）							
	写真付き身分証明書のコピー	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー						
	就業（内定）証明書（様式第3号）	就職した法人等で発行してもらってください。						
	卒業又は修了証明書	ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書						
	静岡県内での勤務を基本とすることがわかる書類	雇用契約書、募集要項等で勤務地限定社員であることがわかる書類のコピー						
	住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者を含む世帯全員分</li> <li>・申請日から3か月以内に発行されたもの</li> <li>・マイナンバーの記載のないもの</li> <li>・生年月日、続柄の記載のあるもの</li> </ul>						
	暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）	2人以上の世帯の場合は、成人の世帯員を別紙に記載してください。						
	請求書※	市HPに掲載しています。 ※請求書は補助金交付決定後にご提出ください。						
	<table border="1"> <tr> <td>た移住 場して 合票を い</td> <td>転入前の住民票（原本） （東京圏の住所が確認できるもの）</td> <td>・静岡市への転入後は、転入前の住民票の除票又は、戸籍の附票</td> </tr> <tr> <td>な移住 いして 場票を 合</td> <td>東京圏で暮らしていたことが分かる書類</td> <td>賃貸契約書＋振込明細書・引き落とし履歴、公共料金の領収書等 ※転入前3か月分程度を確認できるもの</td> </tr> </table>	た移住 場して 合票を い	転入前の住民票（原本） （東京圏の住所が確認できるもの）	・静岡市への転入後は、転入前の住民票の除票又は、戸籍の附票	な移住 いして 場票を 合	東京圏で暮らしていたことが分かる書類	賃貸契約書＋振込明細書・引き落とし履歴、公共料金の領収書等 ※転入前3か月分程度を確認できるもの	
た移住 場して 合票を い	転入前の住民票（原本） （東京圏の住所が確認できるもの）	・静岡市への転入後は、転入前の住民票の除票又は、戸籍の附票						
な移住 いして 場票を 合	東京圏で暮らしていたことが分かる書類	賃貸契約書＋振込明細書・引き落とし履歴、公共料金の領収書等 ※転入前3か月分程度を確認できるもの						
交通費の申請	就職（内定）した企業への就職活動に要した交通費の領収書							
移転費の申請	静岡市への引越し時に要した費用の領収書	※補助対象外経費については、前頁をご確認ください。						

(注) 提出書類の返却はできません。必要な場合は、コピーをお取りください。

## 6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

(ただし雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めた場合はこの限りではありません。)

### 返還の要件

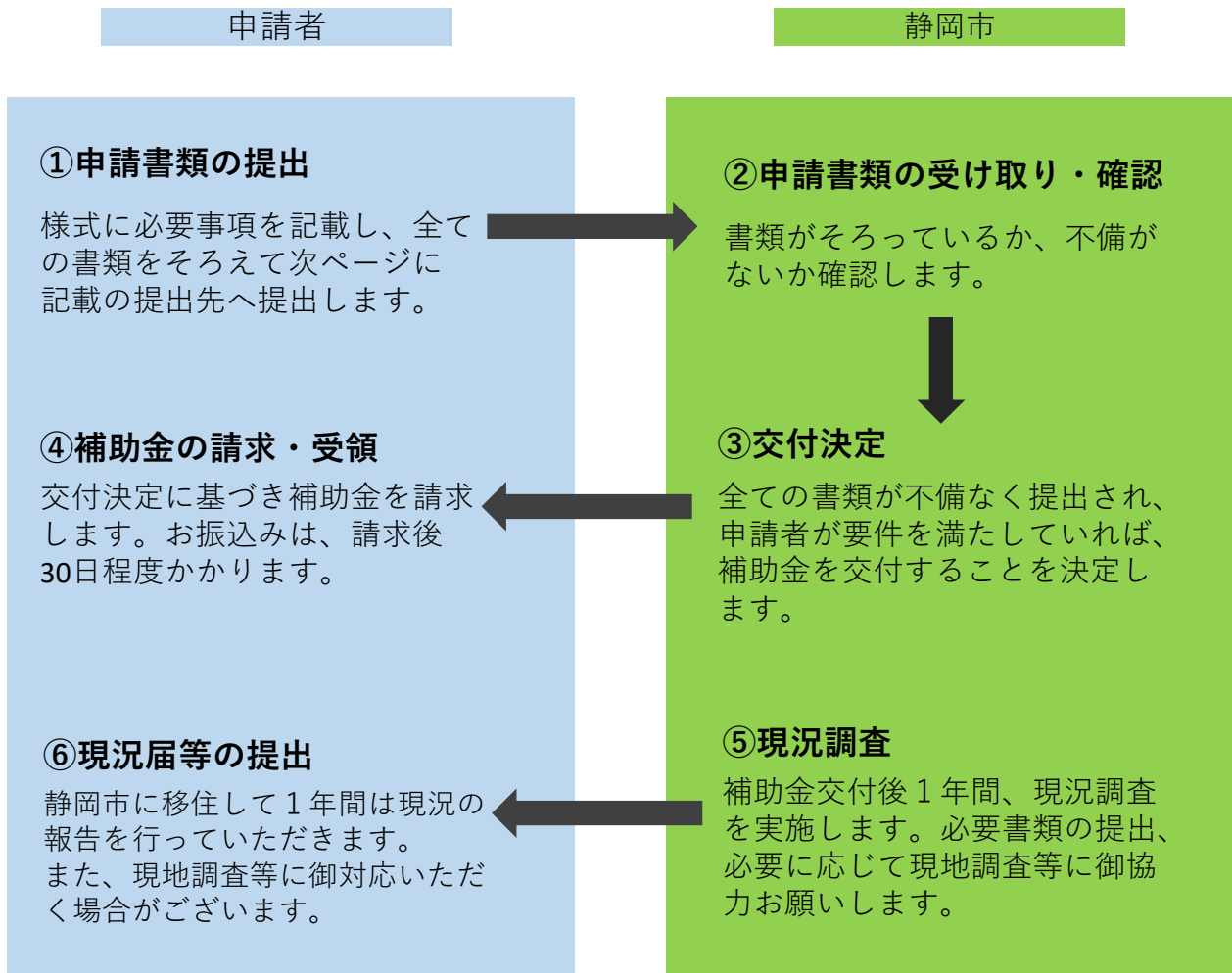
- ア **虚偽の申請**等をした場合
- イ 就業開始日から **1年以内に要件を満たす職を辞した場合**  
(ただし、退職日から3か月以内に要件を満たす静岡県内の別の企業等に就業する  
場合を除く)
- ウ (在学中に交通費を申請する場合) 補助金の申請日から **1年以内に要件を満たす  
就への就業を行わなかった場合**
- エ (在学中に交通費を申請する場合) 補助金の申請日から **1年以内に静岡市に転入  
しなかった場合** (ただし、申請時にすでに静岡市に住民票がある場合を除く。)
- オ 転入日から **1年以内に静岡市外へ転出した場合**  
(ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への  
就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする)

## 7 申請の期限

**令和9年1月22日(金)までに申請ください。**

ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を  
満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

# 8 申請の流れ



# 9 問い合わせ先、提出先・提出方法

## (1) 問い合わせ先

静岡市 総合政策局 総合政策課

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎12階

電話番号：054-221-1240

E-Mail：ijusodan@city.shizuoka.lg.jp

## (2) 提出先・提出方法

電子フォーム：<https://logoform.jp/form/79j2/1455366>

もしくは、(1) 問い合わせ先へ郵送又は持参